

議案第 36 号

山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例
山陽小野田市下水道条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 161 号）の一部
を次のように改正する。

第 17 条第 1 項の表を次のように改める。

区分	使用料（1 月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1 立方メートルにつき）	
一般汚水	10 立方メー トルまで	1,573 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	182.6 円
			20 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	220 円
			50 立方メートルを超えるも の	253 円
公衆浴場汚水	10 立方メー トルまで	1,573 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	182.6 円
			20 立方メートルを超え 40 立方メートルまで	220 円
			40 立方メートルを超えるも の	44 円

使用料の算定金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市下水道条例の規定にかかわらず、平成31年10月1日前から継続して下水道を使用している場合で、同月1日から同月31日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（同月1日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、同月1日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から同月1日以後、初めて支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

山陽小野田市下水道条例新旧対照表

改正後				改正前				
(使用料の算定の方法) 第17条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の定めにより算出して得た額とする。この場合において、每期における各月の排除汚水量は、均等とみなす。				(使用料の算定の方法) 第17条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の定めにより算出して得た額とする。この場合において、每期における各月の排除汚水量は、均等とみなす。				
区分	使用料（1月につき）			区分	使用料（1月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）		基本水量	基本料金	超過料金（1 m ³ ）	
一般汚水	10立方メートルまで	1,573円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	10 m ³	1,544.4円	10 m ³ を超え20 m ³ まで	179.2円	
			20立方メートルを超え50立方メートルまで			220円	20 m ³ を超え50 m ³ まで	216円
			50立方メートルを超えるもの			253円	50 m ³ を超えるもの	248.4円

公衆浴場 汚水	10 立 方メ ート ルま で	1,573 円	10 立方メート ルを超え 20 立方メートル まで	182.6 円	公衆浴場 汚水	10 m ³	1,544.4 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	179.2 円
			20 立方メート ルを超え 40 立方メートル まで	220 円				20 m ³ を超え 40 m ³ まで	216 円
			40 立方メート ルを超えるも の	44 円				40 m ³ を超え るもの	43.2 円
使用料の算定金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。					使用料の算定金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。				
2 (略)					2 (略)				